

インドネシアにおける化粧品輸入手続

インドネシア保健省医薬品管理局 化粧品開示手続き
DRUG ADMINISTRATION OF VIETNAM



株式会社WWIPコンサルティングジャパン
東京都港区西新橋1-17-11

インドネシアの化粧品市場

(基本情報)

インドネシア共和国 Republik Indonesia

インドネシアは、東南アジア南部に位置する共和制国家。首都はジャワ島に位置するジャカルタ。

5,110kmと東西に非常に長く、また世界最多の島嶼を抱える国家（島国）である。

人口は2億3,000万人を超える世界第4位の規模であり、また世界最大のムスリム人口を有する国家としても知られる。

東南アジア諸国連合（ASEAN）の盟主とされ、ASEAN本部が首都ジャカルタにある。

2010年の政府統計によると、イスラム教が87.2%。イスラム教徒の人口は、1億7000万人を超え、世界最大のイスラム教徒（ムスリム）人口を抱える国家となっている。（出典： Wikipedia）

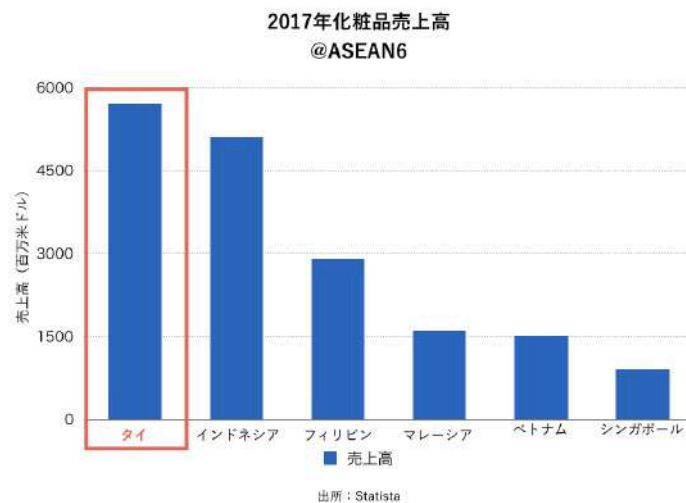
(化粧品市場の現状)

インドネシアの化粧品市場は年率10%で拡大。

2016年には4800億円を突破。内、輸入化粧品の市場は250億円（2008年）。

インドネシア産業省は、「この先化粧品業界の年間売り上げは100兆ルピア（7500億円）に達するだろう」と予測。

また、ハラル化粧品の市場規模は、3400億円規模と推定されている。（2013年）



以下、週刊粧業 オンラインからの抜粋転載

https://www.syoqyo.jp/column/2014/10/post_010143

インドネシアの女性が化粧品に求める効果は、何といても「美白」です。インドネシアは多民族国家ではありますが、その大多数を占めるのはブラウンの肌色を持つマレー系の人々です。中華系など肌の色が明るい人もいますが、全体から見ると少数であり「白い肌＝美人」というのがインドネシア人の共通認識です。インドネシアの富裕層は中華系の人が多いため「白い肌＝裕福」というイメージが浸透しています。白い肌は一種のステータスでもあり、女性のみならず男性も美白に熱心です。デパートの高級化粧品のカウンターでも、最も目立つ位置にあるのは美白ラインです。

インドネシアにおける化粧品輸入にあたっての申請の概要

1. インドネシアの関連法規における化粧品の定義

インドネシアはアセアン化粧品指令の定義をそのまま採用している。その定義は「化粧品は、ヒトの体のさまざまな外表面（表皮、毛髪、爪、唇および外性器）、または歯および口腔粘膜に接触させて、限定的もしくは主として、清浄にするため、芳香を付けるため、外見を変えるため、及び／または、体臭を抑えるため、及び／又は、保護するため、あるいは健康に保つために用いることを目的とする、あらゆる物質または製剤」（EU化粧品指令と同一。マレーシア、シンガポールもそのまま採用している）

2. 化粧品BPOM申請手続き

❖ BPOM = Badan Pengawas Obat dan Makanan, インドネシア国家食品医薬品監督庁
通関、輸入、流通許可申請時の必要書類、手続き（輸入ライセンス取得など）

化粧品販売のための流通許可は、2010年8月20日付保健大臣規則第1176号（No.1176/MENKES/PER/VIII/2010）により、インドネシア国家食品医薬品監督庁（BPOM）長官への届出（Notification）制になりました。

具体的には、**輸入業者登録番号（API）**を取得した輸入業者が、**輸入する化粧品製造者から代理店指名をされており**、当該化粧品の品質、安全性および効用に関する**製品情報書類（DIP、2010年12月16日付BPOM長官規則No. HK.03.1.23.12.10.12123に作成指針があります）**を所持し、**BPOMに流通許可申請者として登録をした後に、BPOM長官から流通許可の申請を受諾された場合は、当該製品を輸入することができます。**

BPOMは、申請を受諾しない場合、申請から14日以内に申請者に通知をしなければなりません。通知がない場合は受諾されたものとみなされます。この届け出は3年間有効です。（2010年12月10日付BPOM長官規則13年5月20日付同年第34号で変更）

2015年5月6日付BPOM長官規則2015年第12号により、化粧品の輸入は船積みごとにBPOM長官から国内への搬入許可を取得しなければなりません。これは輸入証明書（SKI）の形で発行されます。

流通許可の承認書、生産許可（バルクの輸入の場合）、分析証明、インボイス、BPOMへの手数料（PNBP）支払い証明等を添付してBPOMへオンライン申請します。

輸入化粧品は保存期間を全体の最低1/3残していなければなりません。

3. ラベル表示

インドネシア国内で販売する化粧品は、インドネシア語によるラベルの貼付が必要。

- a. 製品名：一般的な製品名でも商品名でもよい
- b. 効用
- c. 使用方法
- d. 原材料：化粧品原料の国際命名法（INCI）に従ったもの
- e. 製造者の名称と国名
- f. 化粧品流通登録のための通知（Notification）申請者の名称と住所
- g. バッチ番号
- h. サイズ、内容量（ネット）
- i. 使用有効期限
- j. 警告・注意書き、その他の説明

インドネシア BPOMデータベース

NOMOR NOTIFIKASI:
 LYEN-CE PROTECTIVE DAY CREAM NA18110100685
 LYEN-CE FACIAL WASH WITH AHA NA18111201075

BPOM申請をしますと、1つの商品に上記のような番号がもらえます。
 この番号を取得しますと3年間の販売権利が発生します。
 3年後にはBPOM延長申請が必要になります。

BPOMオンラインデータベースの画面

No	Nomor Notifikasi	Nama Produk	Tanggal habis masa berlaku	Nama Perusahaan	Alamat	Telp
1	NA18110100685 EXPIRED	LYEN-CE Protective Day Cream	03-March-2014	Anugerah Familindo Utama,PT	Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi Tangerang Indonesia	02155956336
2	NA18131205911	LYEN-CE Facial Wash For Acne & Oily Skin	18-October-2019	Anugerah Familindo Utama,PT	Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi Tangerang Indonesia	02155956336
3	NA18111201075	LYEN-CE Facial Wash With Aha	05-February-2020	Anugerah Familindo Utama,PT	Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi Tangerang Indonesia	02155956336
4	NA18111900202	LYEN-CE Perfect Skin Lightening	03-March-2020	Anugerah Familindo Utama,PT	Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi Tangerang Indonesia	02155956336
5	NA18140101919	LYEN-CE Protective Day Cream	10-April-2020	Anugerah Familindo Utama,PT	Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi Tangerang Indonesia	02155956336

BPOMオンラインデータベースの個別情報画面

BADAN POM
 BADAN PENGAWAS OBAT DAN MAKANAN
 REPUBLIK INDONESIA

Jl. Percetakan Negara, No 23
 Jakarta 10560
 Telp./Faks. (021)4244819

PEMBERITAHUAN TELAH DINOTIFIKASI
 Nomor : NA18111201075

Kepada Yth. Pimpinan
 Anugerah Familindo Utama,PT
 Jl.Prancis raya No.168 F, Dadap Kosambi
 Tangerang
 Indonesia

Dengan ini, kami beritahukan bahwa Perusahaan Anugerah Familindo Utama,PT telah melakukan notifikasi kosmetika sebagaimana tersebut dibawah ini:

Nama Kosmetika : LYEN-CE Facial Wash With Aha
Nama Industri Kosmetika : Anugerah Familindo Utama, PT
Alamat Industri Kosmetika : Jl. Perancis Raya No. 168 F Dadap, Kec. Kosambi Tangerang Indonesia
Kemasan : Botol 100 ml
Masa Berlaku Notifikasi : 14-03-2011 S.d 14-03-2014

Jakarta, 14/03/2011
 A.n Kepala Badan Pengawas Obat dan Makanan, Republik Indonesia
 Direktorat Penilaian Obat Tradisional, Suplemen Makanan dan Kosmetika

Dokumen ini dihasilkan oleh sistem dan tidak membutuhkan tanda tangan. Keaslian dokumen tergantung semata-mata pada perusahaan.

化粧品開示手続き 申請可否の判断

化粧品の成分規制

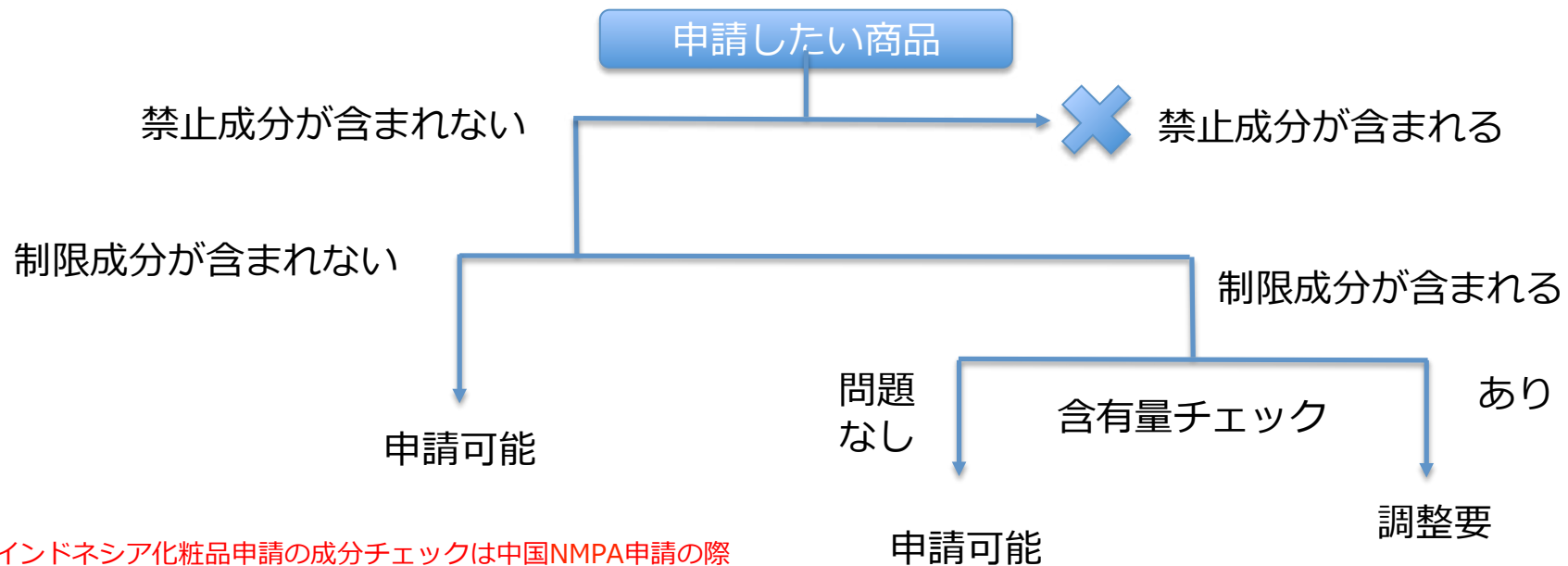
禁止成分と制限成分については、ASEAN Cosmetic Directive(ASEAN 化粧品指令)と併せて、2011年9月29日付け BPOM 長官規則 No.HK.03.1.23.08.11.07517 にて見直され、条件付で使用が認められる化粧品の原料 110 種類 (旧 76 種類)、色料・保存材・紫外線防止剤として使用が認められる原料 (順に 156、55、28 種類、旧は 155、54、32 種類)、使用が禁止される原材料 1,370 種類 (旧 1,243 種類) が示されている。(2011 JETRO インドネシアにおける化粧品輸入制度)

チェックが必要な成分は、「禁止成分」と「制限成分」に分けられます。

製品に「禁止成分」が含まれている場合は、当該成分を製品から除外する必要があります。

また、「制限成分」が含まれている場合は、許容範囲内に含有量が収まっているかの確認が必要であり、制限を越えている場合は、当該成分の含有量の調整が必要です。

日本で使用されている成分の内、防腐剤がアセアン化粧品指令のチェックに該当しやすい傾向にあり、日本で問題ないからといって、輸出できるとは限りません。



❖ インドネシア化粧品申請の成分チェックは中国NMPA申請の際の簡易チェックと異なり、有料となります。

化粧品BPOM手続き～通関までの流れ

インドネシアにおける化粧品関連製品のBPOM（食品衛生管理局）手続においては、輸入販売事業を事業内容とする**流通に責任を持つ法人**が必要です。化粧品の流通業者(化粧品を現地市場に持ち込む際の責任者となる企業または個人)はBPOMの認可書に明記され、現地でその化粧品に対する一切の責任を負うことになります。

❖ インドネシアに法人がない場合は、提携先が輸入販売会社（**流通業者**）として申請を行うことができます。

STEP 1	STEP 2	STEP 3
<ol style="list-style-type: none"> 1. NDA締結 2. 成分データチェック 3. 申請代行契約（WWIP - ） 4. 在インドネシア申請会社の確認 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 申請会社はどこか？ <ul style="list-style-type: none"> ➢ 申請会社 = 流通業者 ➢ 貴社指定か ➢ 弊社提携先か？ ❖ 販売に関する委任契約をする 必要あり。 5. 商標に関する確認と申請 <ul style="list-style-type: none"> ❖ 商標類似チェック ❖ 商標申請 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自由販売証明の取得（粧工連） 2. 流通業者の事業許可書の写し <ul style="list-style-type: none"> ❖ STEP1 - 4 3. 貴社から流通業者への委任状 <ul style="list-style-type: none"> ❖ STEP1 - 4 4. BPOM届出書面の作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 詳細な成分表が必要 5. 製品とパッケージの写真 6. 製品サンプル 7. 表示ラベルの作成 <p>❖ 1,3 は公証、認証が必要</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. BPOMへの申請手続き（船積みごと） <p>必要書類は次頁以降に記載</p> 1. 輸入手続（税関手続） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 1. 税関申告書 ➢ 2. 売買契約書 ➢ 3. インボイスの写し ➢ 4. 船荷証券(B/L)の写し ➢ 5. BPOMの届け出書面 ➢ 6. 輸入品の価値申告書 ➢ 7. 原産地証明書
申請準備	資料準備	申請～通関

費用の目安

(円/ 税別)

業務	項目	内容	単位	単価 (JPY)	備考
BPOM手続					
	成分チェック	禁止成分・制限成分のチェック	1	SKU	23,000
	化粧品BPOM申請手続	保健省医薬品管理局への申請代行費	1	SKU	135,000
	化粧品BPOM申請費用	保健省医薬品管理局への申請費用	1	SKU	12,000
	資料作成費	化粧品開示書と関連資料の作成	1	SKU	20,000
					190,000
商標関連					
	類似商標チェック	1 商標 1 分類	1	分類	25,000
	商標申請	1 商標 1 分類	1	分類	150,000
通関業務					
	関税	輸入化粧品関税率 CIF価格の10% 付加価値税(VAT) 10%	1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)
	通関手数料		1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)
	その他、通関業務関連の実費精算費用		1	回	別途お見積もり (通関量、インボイスによる)

上記費用に加えて弊社管理手数料が15%かかります。

- 料金と所要時間は目安としてお考えください。
- 費用については、行政手続きを進める中で、変動する可能性があります。
- サンプル発送費用等、上記以外で生じた費用をWWIPが立て替えた場合、別途実費にて請求致します。
- お支払いは、分割 (着手前・試験完了後・申請完了後の3回) にてご請求させていただきます。

インドネシア化粧品BPOM手続き代行業務に関する留意事項

インドネシア国家食品医薬品監督庁 化粧品手続き業務に関する留意事項 確認書

1) 成分の使用可否

成分の使用可否は、事前のチェックでほぼ判断できますが、稀にインドネシア政府の追加規制などにより、チェック時には判断し得ない「使用できない成分」が後から判明する場合があります。使用不可成分が発見された場合には成分を抜く、もしくは代替成分へ変更する対応をお願いする場合がございます。

2) 補足資料

成分の由来などに関する説明や補足資料の提出をお願いする場合がございます。

3) 申請内容

インドネシアで使用が禁止されている成分、配合量が制限されている成分について、弊社では使用不可であることをお知らせしますが、そのような成分を細かく分解し成分表から使用禁止成分であることを隠す、成分表から記載を外して他の成分に上乗せして帳尻合わせする等、成分表の不実記載により問題が生じた場合、弊社では一切の責任を負いません。また、このような不実記載によりインドネシアの申請会社に損害が生じた場合はその損害を補填して頂きます。

4) BPOM 届け出手続きが承認されなかった場合

受注段階で発見された問題を解消すれば、問題なく手続きが終了しますが、万が一何らかの理由で、手続きが終了できなかった場合については、下記のように対応致します。

- ① 弊社の過失による審査却下：全額ご返金します。
 - ② お客様の過失による却下：返金は致しません。 ※ 提出資料の不実記載等。
 - ③ 両社に過失なく却下：弊社は基本的に通過まで、再申請します。
- ※ 但し、インドネシア政府の制度変更により承認されなかった場合は返金できません。

5) スケジュール

スケジュールはあくまで目安です。インドネシア行政機関の手続き遅延については保証できません。

目安に製造、通関されることをお勧めします。

7) 制度変更

制度の変更等により、進捗や対応に変更が生じた場合は速やかに対応についてご相談します。

8) 流通業者（申請会社）

申請にあたっては、インドネシアにおいて登記された法人が必要となります。

この法人は、インドネシアにおける商品の品質トラブルを含む全ての責任を負うと定められています。そのため、対象製品に起因した理由で何らかの問題が生じ、境内責任人が損害賠償やその他、刑事民事の責任を負う事になった場合、その損害は対象製品の申請元である貴社（日本の発注元）が負うものとします。

9) 通関業務

化粧品 BPOM 届け出手続き業務と通関業務は、別の業務請負です。通関業務についての詳細は別途見積もり、契約をするものとします。

以上

株式会社ワールドワイドアイピーコンサルティングジャパン

東京都港区西新橋 1-17-11-2F



化粧品 BPOM 届け出手続き業務を委託するにあたり、上記事項について了承致します。

2019年 月 日
印

化粧品BPOM届け出手続き 必要資料

化粧品BPOM届け出手続きに関する必要資料

1. 成分チェックシート
2. 販売委任状
3. 自由販売証明
4. 製品とパッケージの写真データ
5. 製品サンプル
6. 表示ラベル

7. 現地で作成、入手する書面
 - 流通業者の事業許可証の写し
 - 化粧品BPOM届け出書面

(参考) 税関手続きに必要な資料

1. 税関申告書
2. 売買契約書
3. インボイスの写し
4. 船荷証券(B/L)の写し
5. 化粧品BPOM届け出書面
6. 輸入品の価値申告書
7. 原産地証明書

* 必要に応じて案件ごとにお知らせし、ご準備いただきます。
その他申請資料は申請代行会社とWWIPがご準備致します。

1. 成分チェックシート

チェックの結果、原料の由来や含有量などの情報を追加でいただくケースがあります。

ベトナム化粧品開示手続き申請 成分フォーマット【化粧品】		記入日	2019/99/99		
製品基本情報					
貴社名		 商品写真（ご用意できる場合こちらにペーストしてください）			
商品名称					
公式サイトURL					
下記の効能について、 パッケージで効能を謳っている場合は 下段の空欄に番号をご記入ください 番号記入欄 →	①日焼け止め・紫外線防止 ②シミ対策（美白作用含む） ③デオドラント・消臭 ④脱毛 ⑤染毛剤・ヘアカラー関連 ⑥パーマ剤 ⑦シェイプアップ ⑧バスト関連（バストアップなど） ⑨育毛剤				
成分名（製品は1SKUごと、1枚のシートを使用して記入してください）			弊社記入欄		
NO	日本語 成分名	成分名 (INCI)	成分チェック結果	追加検査	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

2. 販売に関する委任状

貴社から、インドネシアの申請者に対する製品販売を委任する文書です。（申請者は販売を委任される必要があります）

流通業者への委任状の記載要件

1. 言語:インドネシア語または英語（インドネシア語/英語の両方でも可）
2. 委任状の内容:
 - 製造業者の名称および住所(委任者が商品の所有者である場合、所有者と製造業者の名称および住所)
 - 委任される企業・個人の名称及び住所
 - 委任権限範囲(例:化粧品開示手続きの代理実施、商品の流通等)
 - 委任されるブランドまたは商品名
 - 委任期間
 - 委任される企業・個人に対し、製品情報書類を不備なく提供することに関する製造業者または所有者の確約、委任者の代表者名、肩書き、および署名
 - ❖ 輸入商品の場合、委任状には領事認証が必要となる

3. 自由販売証明

日本において化粧品として生産・流通していることを示す証明書です。
製造販売元が化粧品工業連合会へ申請して発給していただきます。

証明書

日本化粧品工業連合会は、下記化粧品が日本国内において既に販売されていることを証明します。

会社名：株式会社 [REDACTED]

住 所： [REDACTED]

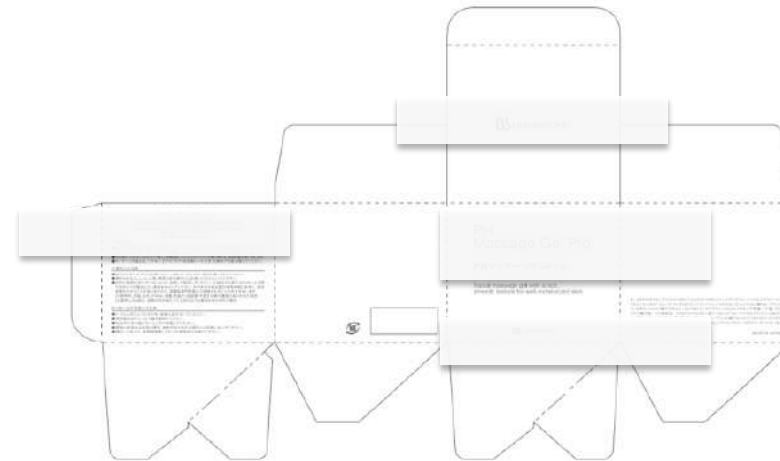
製品名： [REDACTED]

平成30年4月16日

日本化粧品工業連合会
専務理事 山本 順二

4. 製品とパッケージの写真データ

製品とパッケージの写真データが必要です。



5. 製品サンプル

必要なサンプル数をご連絡しますので、弊社までお送りください。

❖ サンプルを確認後、インドネシアまで送る際の費用は実費にて精算させていただきます。

JAPAN		書類用 (Business Papers)		郵便局	
お預けの品目番号 Item number		発行時刻 Time mailed	発行時刻 (分) Minute	郵便料金 Postage	送料 Rate
発行年月日 Date mailed	2012 10 25	郵便番号 Postal code	22207	この郵便物のため、運送又は 破損に付して25,000円未満の 損害賠償を承渡される場合は その金額を箱に記入してください。 Please enter the amount of compensation for the loss, break or damage of this item who want in the box below if it is over 25,000yen.	
〒 Address	Taro Yibin 3-2, Kasumigasaki 1-chome, Chiyoda-ku TOKYO	国名 Country	U.S.A	送付先住所 To	
郵便番号 Postal code	100-8798 JAPAN	国名 Country	U.S.A	宛先住所 To	
国際電話番号 / FAX番号 Telephone No. / Fax No.	+61 35041234/+61 35041235	国際電話番号 / FAX番号 Telephone No. / Fax No.	+1 35041234/+1 35041235	宛先住所 To	

中国と異なり成分チェックは有料です。

ASEAN化粧品指令に基づいたチェックを行い、
禁止成分、制限成分を併せて確認することで、申請可否を
正確に判断します。



株式会社WWIPコンサルティングジャパン

TEL : 03-6206-1723

Email : official@wwip.co.jp

